

社会福祉士・国家試験対策用語集

貧困に対する支援

朝日訴訟

人間裁判とも称され、1957（昭和32）年に結核患者であった朝日茂氏によって提起された訴訟。当時の長期入院患者の保護基準が憲法25条の「健康で文化的な」最低生活を保障するものではないとして厚生大臣を相手に起こした裁判。

アメリカ社会保障調査団報告

調査団長の名をとて「ワンデル報告」とも呼ばれる。占領下の1949（昭和24）年8月、GHQにより日本の社会保障制度を調査するために招聘され、同年12月に提出された報告書。この報告書により社会保障制度審議会が成立した。

一時扶助

出産、入学、入退院時や保護開始時において最低生活の基盤となる物資の持ち合わせがない場合に行う緊急やむを得ない臨時の支給をいう。被服、布団、家具什器、入学準備金などがある。

一般扶助主義／制限扶助主義

公的扶助の適用にあたって要保護者の生活困窮という事実のみに着目して行う考え方を一般扶助主義といい、労働能力の有無、困窮の原因によって扶助から排除するあり方を制限扶助主義という。

医療扶助

生活保護法による8種類の扶助の一つ。疾病や負傷の治療に必要な入院または通院による医療の給付をはじめ、治療材料なども対象として認められている。医療券方式による現物給付を原則とし指定医療機関を通じて行われる。

医療保護施設

生活保護法による5種類の保護施設の一つ。医療を必要とする要保護者に対して医療の給付を行うことを目的とする施設。指定医療機関の増加などによりその数が減少傾向にある。

ウェッブ夫妻

[Webb, Sidney 1859–1947; Webb, Beatrice 1858–1943]

ともにイギリスの研究者、社会民主主義者。夫妻は労働運動史や労働組合論において先駆的な研究をしているが、『産業民主制論』(1897)においてナル・ミニマムを提唱した。

江口英一

(1918–2008)

わが国の代表的貧困研究者。労働市場と社会階層の分析を行い、働いている生活困窮者（working poor）を含めた「低所得＝不安定就業階層」の問題を通して、現代の低所得層における貧困を捉えた。それは『現代の「低所得層」—「貧困」研究の方法（上・中・下）』(1979～80)として集大成されている。

エリザベス救貧法

イギリス絶対王制期のエリザベスI世の統治の下において1601年に成立。貧困者を労働能力の有無を基準に、①有能貧民、②無能力貧民、③児童、の3種類に分類し、就労の強制や浮浪者の整理が行われた。1834年に改正。そのため改正された救貧法（新救貧法）に対し旧救貧法といわれている。

エンゲル方式

生活扶助基準の算定方法の1つで1961（昭和36）年から1964（昭和39）年まで採用された。国民の標準的栄養所要量を満たせる飲食物費を理論的に計算し、これと同程度の費用を現実に支出している低所得世帯を家計調査から抽出し、そのエンゲル係数で逆算して総生活費を求める方式をいう。

介護扶助

生活保護法による8種類の扶助の1つ。介護保険法の制定に伴い新設されたもので、居宅介護、福祉用具、住宅改修、施設介護、介護予防などの範囲内において給付されるが、介護保険料については該当しない。医療扶助と同様に現物給付を原則とする。

格差縮小方式

生活扶助基準の算定方法の1つで1965（昭和40）年から1983（昭和58）年までに採用された方式。一般世帯と被保護世帯の生活水準（消費支出）の格差を縮小させるという観点から生活扶助基準の改訂率を決定する方式をいう。

龍山京

[1910-1990]

わが国の代表的貧困研究者。生活構造論の視点から貧困研究を行い、労働者の生活時間の配分や、「低所得層」や「被保護層」の生活水準について論じた。その主要著書として『国民生活の構造』（1943）、『戦後日本における貧困層の創出過程』（1973）などがある。

加算

生活扶助基準を構成するもの。一般的共通的な生活費としての基準生活費において配慮されていない個別の需要を補填することを目的として設定された制度。障害者、母子、妊娠婦、介護施設入所者などの加算がある。

加藤訴訟

1990（平成2）年、加藤鉄男氏によって提訴された訴訟。将来の介護費用のために保護費を切り詰めて蓄えた預貯金の一部を収入認定し、保護費を減額し

た保護変更処分と残額の使途を限定した指導指示処分に対してその取消しを求めて起こした裁判。1993（平成5）年に原告勝訴となり一審で確定した。

基準及び程度の原則

生活保護法による実施上の4原則の1つ。保護は厚生労働大臣が定める基準によって最低生活費を測定し、要保護者の収入と対比して不足分を補う程度において行うものとされる。また、保護基準は要保護者の年齢、世帯、所在地等を考慮した最低生活水準を満たすに十分なものであり、かつ、これを超えないものとされている。

基準生活費

生活扶助を構成する基本的費目。居宅の場合、個人別経費として消費する飲食物費や被服費、その他の日用品費の維持購入に必要な経費を、年齢別・居住地別に設定した第1類費と、光熱水費や家具什器費など世帯単位で必要な経費を世帯人員別に設定した第2類費からなる。

救護施設

生活保護法による5種類の保護施設の1つ。身体上または精神上著しい障害があるために日常生活を営むことが困難な要保護者を入所させて生活扶助を行うことを目的とする施設。

救護法

第1次世界大戦末期には、物価高騰による生活苦を背景に米騒動や労働運動が勃発し、これらの社会不安を受けて政府は社会事業対策を打ち出していく。そして、1874（明治7）年に制定された恤救規則ではますます深刻化する国民の救貧対策に対応できなくなり、それに代わるものとして救護法が1929（昭和4）年に制定されたが、財源難から3年遅れて実施された。対象者は、65歳以上の老人、13歳以下の幼者、妊娠婦、病人であり、労働能力のある者はその対象とされなかった。

旧生活保護法

1946（昭和21）年にGHQの指令（SCAPIN775）を受け入れて成立したわが国最初の近代的公的扶助法。国家責任による無差別平等の原則が一応確立し

たが、保護請求権、欠格条項などの問題点が残され、1950（昭和25）年全面改正して現行法が誕生した。

級地

生活保護基準はそれぞれの地域における消費者物価や地価等の生活水準を踏まえて、要保護者の所在地域により格差を設けているが、その区分を級地という。生活扶助、住宅扶助、葬祭扶助の3つはこの級地制を探っている。

急迫保護

当該生活困窮者が社会通念上、放置できないと認められる状況にあるときには、資産・能力の活用や他法扶助などを差し置いても、保護を行わねばならないことをいう。

教貧院

貧民の収容施設。ヨーロッパ中世の慈善施設にその系譜をもち、イギリスでは18世紀にワークハウステスト法により救援抑制を意図した施設として、また19世紀救貧法では貧民のワークハウス収容を原則とした。

教貧税

救貧法の救済費用をまかなうために教区住民に課された税金。中世ヨーロッパのキリスト教会による十分の一税とは異なり、救貧法では国家的強制課税としてこの救貧税制度が導入された。

教貧法に関する王立委員会報告

イギリスにおいて1905年に任命され、救貧法制度のあり方について検討を行った委員会。1909年に多数派・少数派の2つの報告書を提出した。前者は救貧法制度の存続・拡張・強化を目指したのに対し、後者は救貧法制度を解体してより普遍的な方策が必要であると主張した。

窮民救助法案

1890（明治23）年第1回帝国議会に政府から提出された救貧法案。市町村に救助義務を負わせるという公的救助義務主義に立つが、貧困の個人責任論などを理由に不成立に終わっている。

教育扶助

生活保護法による8種類の扶助の1つ。義務教育に伴って必要な教科書その他の学用品、通学用品、学校給食などの費用を対象として給付される。義務教育外の幼稚園、高校、大学などの教育費用は対象とならない。なお、旧生活保護法においては、この扶助は生活扶助に含まれていた。

教示義務

不服申立ての一般法である行政不服審査法では、この制度を完備しても国民がこの制度を十分に活用できないのでは意義が失われるため、不服申立てができる旨を教示しなければならないこととされている。

行政事件訴訟

行政上の法規に関する訴訟で、司法裁判所が行政事件について行う裁判。生活保護法や介護保険法等では前置主義が採られ、審査請求に対する裁決を経た後でなければ訴訟を提起することができないとされている。

行政不服審査法

不服申立ての一般法。簡易迅速な手続きにより国民の権利利益の救済を図るとともに行政の適正な運営を確保することを目的とする法律。生活保護法や介護保険法等では特則が置かれている。

居住地法

[Settlement Removal Act]

定住法ともいう。イギリスにおいて1662年に制定された浮浪貧民の移動や居住権獲得を規制した一連の法律。救貧法が教区ごとに運営されているため救貧費の減少を図る必要に基づくものであった。

居住地保護／現在地保護

実施機関（福祉事務所）の管轄区域内に居住地を有する要保護者に対する保護を居住地保護という。現在地保護とは居住地がないか、明らかでない要保護者に対して、保護を必要とする状態が発生した場合、すなわち現在地において行う保護をいう。

ぐんじふじょほう 軍事扶助法

1917（大正6）年制定の軍事救護法を1937（昭和12）年に改正した公的救済法規。兵士の入営、傷病、死亡により生活困難な遺家族を対象に扶助を適用した。戦前の軍人優先思想を背景に救護事業や社会事業とは別に軍事政策の一環として捉えられた。

けいざいほじょほう 経済保護事業

1918（大正7）年の米騒動の前後から実施された、生活困窮者や低所得者に対する種々の援助や支援策を含む事業をいう。具体的には公設市場、公益質屋、公営浴場などの施設が設置され、職業紹介などの失業保護事業も展開された。

けっかくじゅこう 欠格条項

戦前の教護法や戦後の旧生活保護法に掲げられている受給資格の除外規定。旧法では要保護者に対し国家責任、無差別平等原則を初めて明示したが、素行不良者、能力があるにもかかわらず勤労の意思のない者などを除外し例外規定を残すことになった。

げんめいん 現業員

福祉事務所において業務を直接担当している職員。一般に地区担当員またはケースワーカーと呼ばれる。要保護者の相談援助等に応じる専門職であり、社会福祉主事の資格が必要とされている。

こうえいじゅたく 公営住宅

住宅に困窮する低所得者に低廉な家賃で住宅を提供する制度。公営住宅の建設は、住宅に困窮する一般世帯だけでなく高齢、障害などの社会的ハンディキャップを抱えている人を対象に特定目的住宅も供給している。

こうせいしづせつ 更生施設

生活保護法による5種類の保護施設の1つ。身体上または精神上の理由により養護および生活指導を必要とする要保護者を入所させて生活扶助を行うことを目的とする施設。

こうてきふじょ 公的扶助

社会保障を構成する制度の1つ。特に所得保障に関

連しており、社会保障体系上、最後の安全網として位置づけられている。一般的には公的責任に基づき貧困者に対し権利として行われる最低生活を保障するための制度である。

こつかせきにんげんり 國家責任の原理

生活保護法の最も根幹となる4原理の1つ。生活保護法は憲法25条の生存権保障を具体化したものであり、その1条に、国が生活に困窮するすべての国民に対して、その最低限度の生活を保障することが掲げられている。

ひんこんたいさくほう 子どもの貧困対策法

2013（平成25）年6月に成立した「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の略称。親から子への「貧困の連鎖」を防ぐため、生まれ育った環境によって子どもの将来が左右されることがないよう、子どもへの教育支援や生活支援、親の就労支援のほか、こうした対策についての調査や研究の実施などが盛り込まれている。「貧困」という言葉を冠する初めての法律でもある。

さいがいきょうじょほう 災害救助法

災害時における被災者の救助を目的として1947（昭和22）年に制定された法律。国が自治体、日本赤十字社その他の団体および国民の協力の下に、応急的に必要な救助を行い、被災した者の保護と社会の秩序の保全を図ることを目的としている。

さいしんさせいかう 再審査請求

行政庁の処分・不作為への審査請求に対する裁決に不服のある者が、さらに不服申立てをすること。訴訟における控訴にあたる。請求期間は審査庁の裁決を知った翌日から30日以内である。

さいせいこもんせいど 清世顧問制度

1917（大正6）年、岡山県の笠井信一知事によって創設された貧民救済制度。方面委員制度の前段階的位置にあり、今日の民生委員制度の源流である。救貧よりも防貧に重きを置き、貧困者の調査、相談、就職斡旋などにあたった。

最低生活の原理

生活保護法の最も根幹となる4原理の1つ。イギリスの19世紀新教貧法にいう劣等処遇の考え方とは全く対照的に、ここでいう「最低」とは人間の尊厳が保てる「健康で文化的」な生活水準をいう。

看護指導員

福祉事務所において所長の指揮監督を受けて、現業員の指導監督を行う職員。スーパーバイザーの訳語。いわば「ケースワーカーのケースワーカー」として管理、教育、支持の3つの機能が求められる。

GHQ

General Headquarters の略で、第2次世界大戦後、連合国軍が設置した総司令部のこと。戦後のわが国は1951（昭和26）年まで占領下にあり、GHQの対日占領政策の一環で社会福祉の基礎構造が形成されたといえる。

失業扶助法

1934年にイギリスにおいて制定された法律。第1部でこれまでの失業保険制度を集成・再建し、第2部で新たに失業扶助を制度化した。中央の失業扶助庁の下に300を超える地方事務所を置き、全国各地に不服申立機関を設置した。

指定医療機関

医療扶助の医療を担当させるために指定された病院、診療所などの医療機関。医療扶助は現物給付であるため医療の給付を指定医療機関に委託し、実施機関がその費用を支払う仕組みとなっている。

児童扶養手当

「児童扶養手当法」（1961〔昭和36〕年制定）に規定。母子家庭や父子家庭の生活の安定と自立の促進を通して児童の福祉の増進を図ることを目的とする。手当の支給は、所得による支給制限がある。なお、「児童」とは18歳に達する日以降、最初の3月31日までをいい、心身におおむね中程度以上の障害（特別児童扶養手当2級と同じ程度以上の障害）がある場合は、20歳まで手当が受けられる。

「社会的な援護を要する人々に対する社会福祉のあり方に関する検討会」報告書

約半世紀を経過した生活保護制度に対して社会的排除からの脱却を提起した報告書。社会的排除という形で把握された今日の貧困問題に対して「つながりの再構築」を果たす取組みを行うことの意義が提唱されている。

社会的排除

〔social exclusion〕

貧困という用語に代わって現代的な貧困を認識する概念。経済的な意味での貧困だけでなく貧困をもたらす要因となる生活環境や状態、そのプロセスをも含むニーズ把握のための概念として理解されている。

社会福祉主事

年齢が20歳以上の地方公共団体の事務吏員または技術吏員であって、人格が高潔で、思慮が円熟し、社会福祉の増進に熱意があり、かつ、次のいずれかに該当するものとされる資格である（社会福祉法19条）。具体的には、①学校教育法に基づく大学、短期大学等において、厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目を修めて卒業した者、②厚生労働大臣の指定する養成機関または講習会の課程を修了した者、③社会福祉士、④厚生労働大臣の指定する社会福祉事業従事者試験に合格した者、⑤前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者として厚生労働省令で定めるもの。大学等において資格を有した社会福祉主事を俗に3科目主事という。

社会生活自立支援

「生活保護制度の在り方に関する専門委員会報告書」（2004〔平成16〕年）において生活保護の自立支援を、社会福祉法の基本理念を踏まえて①日常生活自立支援、②社会生活自立支援、③就労自立支援の3つに整理したものの1つ。利用者が家族や地域などとのつながりを回復維持し、地域社会の中で主体的な生活が送れるように支援することをいう。

社会保障制度審議会

アメリカ社会保障調査団報告により1948（昭和

23) 年に設置された総理大臣の諮問機関。旧生活保護法の不備を改善するよう求めた1949(昭和24)年の勧告が契機となって現行生活保護法が成立した。

じゅたくふじょ 住宅扶助

生活保護法による8種類の扶助の1つ。「住居」(家賃、間代、地代等)と住宅の補修と維持に必要な費用が給付される。一般基準の額で充足できない場合は特別基準の設定が認められている。金銭給付が原則である。なお、この扶助は、旧生活保護法において生活扶助に含まれていた。

じゆくしょていきょうしせつ 宿所提供施設

生活保護法による5種類の保護施設の1つ。住居のない要保護者に対して、住宅扶助を行うことを目的とする施設。保護施設の中でその数は最も少ないが昨今の路上生活者の保護を行う上で重要な役割が期待される。

じゅさんしせつせいかつほほほう 授産施設【生活保護法】

生活保護法による5種類の保護施設の1つ。身体上もしくは精神上の理由または世帯の事情により就業能力の限られている要保護者に対し、就労または技能の修得のために必要な機会を与え、その自立を助長することを目的とする施設。

じゆつかうきそく 恤救規則

1874(明治7)年に一般的救貧対策として公布された、わが国最初の国家的救貧事業である。しかしながら「無告の窮民」に限る、「人民相互の情誼」といったことが象徴しているように内容的には非常に貧相なものであった。

じゅつさんふじょ 出産扶助

生活保護法による8種類の扶助の1つ。分娩の介助、分娩前後の処置、脱脂綿・ガーゼなどの衛生材料の範囲内で給付される。基準額は施設と居宅では異なる。金銭給付を原則としている。

じょけんほご 職権保護

生活保護法による申請保護の原則の例外措置。生活保護の利用は要保護者の申請行為を前提としてその

権利の実現を図ることになる。ただし、要保護者が急迫した状況にあるときは、実施機関は申請がなくても必要な保護を行うことができる。これを職権保護という。

じりつしえん 自立支援プログラム

2004(平成16)年12月の「生活保護制度の在り方に関する委員会報告書」で提案された被保護者への自立支援事業。被保護者の自立阻害要因について類型化を図り、類型ごとに自立支援の具体的な内容、実施手順を定め、これに基づき個別に必要な支援を組織的に実施するもの。

じりつじょちょう 自立助長

生活保護法における2つの目的の1つ。ケースワーカーは金銭給付を中心とする最低生活保障(社会保障的側面)と並んで、指導援助の対人サービス(社会福祉的側面)を通して保護利用者の生活全体を支援しなければならない。

じりょくとうさう 資力調査(ミーンズ・テスト)

[means test]

保護申請者の受給資格を確認するための調査。生活保護法における補足性の原理に基づき、資産や所得をはじめ、親族扶養の有無、労働能力等を調査することをいう。

しんきょうひんぽうかいせいきょうひんぽう 新救貧法(改正救貧法)

イギリスのエリザベス救貧法を旧救貧法といふのに対し、新救貧法ともいふ。改正された法内容の特徴を全国的統一、劣等待遇、ワークハウス収容の3原則に見ることができる。

しんきせいめい 審査請求

不服申立ての一種。行政庁の違法または不当な行為に対して、処分庁の直近の上級庁(都道府県知事)に審査を求めるふうをいい、処分庁に対して行う異議申立てと異なる。生活保護法では裁決すべき期間を50日以内と定めたり、介護保険法等では口頭での審査請求を認めるなど特別規定を設けている。

しんさせいめいぜんちしうぎ 審査請求前置主義

保護の決定および実施に関する行政処分について不

服がある場合、まず不服申立て（審査請求）を行い、行政（都道府県知事）の判断（裁決）を経た後に、裁判所に対して訴訟を提起できることをいう。

申請保護の原則

生活保護法による実施上の4原則の1つ。保護は、要保護者、その扶養義務者またはその他の同居の親族の申請に基づいて開始するものとされている。ただし、要保護者が急迫した状況にある場合は申請がなくとも保護を行うことができる。

水準均衡方式

生活扶助基準の算定方法の1つで1984（昭和59）年から現在まで採用されている。政府経済見通しにおける当該年度の民間最終消費支出の伸び率を基礎として、前年度までの消費水準との調整を行い改訂率を決定する方式。

SCAPIN775

1946（昭和21）年2月にGHQの発した公的扶助に関する覚書。国家責任、無差別平等、公私分離などの原則が示され、これに基づいて旧生活保護法が生まれた。なお、SCAPは連合国軍最高司令官、INはInstructionの略で指令の意。

スティグマ

[stigma]

もともとの意味は奴隸や犯罪者の体に刻まれた^{しるし}である。多数派集団において正統とされる文化や規範を欠く少数派集団に対しては、その属性から否定的なレッテルが貼られ、その集団に属する者は正常から逸脱した者とみなされ、他人の軽視と不信を買う。それは被差別的な地位のシンボルという意味で汚点（スティグマ）となり社会的な差別を発生させるとされる。

スピーナムランド制度

[Speenhamland System]

1795年にイギリスのスピーナムランドのペリカン・インで決定した賃金補助制度。パンの価格と家族の人数により最低生活費を算定し、労働賃金との差額を救貧税から手当として支給された。

生活困窮者緊急生活援護要綱

終戦直後の1945（昭和20）年12月に閣議決定された臨時応急的な困窮者援護制度。援護対象には失業者も含まれていたが、戦前の軍事扶助法の基準を踏襲したり、方面委員を活用するなど、あくまで慈惠色が強かった。

生活困窮者自立支援法

2013（平成25）年12月に改正生活保護法とともに制定された法律。生活保護に至る前からの自立支援策の強化を図るため、自立支援相談事業、住居確保給付金の支給その他の事業を行う。2018（平成30）年6月に改正され、これまで任意事業だった就労準備支援事業と家計改善支援事業（家計相談支援事業）の実施を自治体の努力義務とする条文を盛り込むなど、生活困窮者への支援強化が図られた。

生活福祉資金貸付制度

低所得対策の主要制度の1つ。低所得者、障害者、高齢者、失業者に対し、経済的自立や安定した生活を確保するため、社会福祉協議会による資金の貸付と民生委員による必要な援助指導を行う。2009（平成21）年10月から、それまでの10種類の資金種類が「総合支援資金」「福祉資金」「教育支援資金」「不動産担保型生活資金」の4種類に整理・統合された。

生活扶助

生活保護法による8種類の扶助の1つ。最も基本的な扶助で、衣食その他日常生活の需要を満たすために必要なものが移送の範囲内において支給される。具体的には基準生活費、各種加算、一時扶助等から構成されている。

生活保護制度の在り方にに関する専門委員会報告書

2004（平成16）年に社会保障審議会福祉部会から提出された生活保護制度改革に関する報告書。「利用しやすく自立しやすい制度」への転換が今後の方針として示されている。

生活保護制度の改善強化に関する勧告

1949（昭和24）年に社会保障制度委員会が行った

旧生活保護法改正に関する勧告。保護請求権の確立、不服申立制度の法定化、専門吏員の設置、欠格条項の明確化などが取り上げられた。

せいかつほ ごほう **生活保護法**

生活保護について規定した法律。太平洋戦争終結後、GHQ（連合国軍総司令部）は日本政府に対し、救済についての①無差別平等の原則、②国家責任の原則、③公私分離の原則、④救済費非制限の原則の4原則を示した。政府はこの4原則に基づき従来の救護法を廃止し、1946（昭和21）年に（旧）生活保護法を制定した。しかし、その後に制定された日本国憲法の下では生存権や国の社会保障義務が不十分な点が指摘され、1950（昭和25）年に全面改正され現行法となる。この法律は①無差別平等、②最低生活、③補足性という3つの原理と、①申請保護、②基準および程度、③必要即応、④世帯単位という4つの原則からなる。

せいめいふじょ **生業扶助**

生活保護法による8種類の扶助の1つ。要保護者の稼働能力を引き出し、それを助長することによって、その自立を図ることを目的としている。最低限度の生活を維持できない者のみならず、そのおそれのある者をも対象とし、生業資金、技能の習得（高校就学費を含む）などのために必要な範囲で給付される。

せいそんけん **生存権**

国民に健康で文化的な最低限度の生活を保障し、国に社会福祉、社会保障、公衆衛生の向上・増進を図る義務を課す社会権の中核となる権利（憲25条）。生存権は、当初はプログラム規定（国の政治的指針）説が有力だったが（食糧管理法違反事件：最大判昭23・9・29）、朝日訴訟以降、具体的権利とまではされなかったものの裁判基準となっている。

せいたいなんい げんそく **世帯単位の原則**

生活保護法による実施上の4つの原則の1つ。保護は同一の住居に居住し、生計を一にしている集まりである世帯を単位としてその要否および程度を定める。そこでは親族以外の者を含む場合であっても1つの世帯として捉える。ただし、個人を単位として

要否等を定めることもできる。

せいたいぶんり **世帯分離**

世帯単位の原則の例外措置。個人単位ともいう。長期入院患者のように事実上別居している場合、間近い結婚、就職が決まっていたり、大学等に修学している場合などに採る措置を世帯分離といいう。

ぜったいたいくすいじゅんろん **絶対的水準論**

最低生活水準の考え方の1つ。最低生活水準は健康の保持その他の需要（衣服、住居等）から国民生活の水準とは無関係に決まる動かしがたい固定的、絶対的な水準であるとされる考え方。

セーフティネット

[safety net]

安全網の意。サーパスで落下防止のために張られた網をもとに、国民生活が危機に陥っても安全を保障する社会的な制度や対策を指すものとしてこの語が使用されるようになった。公的扶助は最後のセーフティネットである。

セン

[Sen, Amartya 1933-]

インド出身の経済学者。経済の分配・公正と貧困・飢餓の研究により1998年度ノーベル賞を受賞した。貧困・不平等の問題を捉える上で、人間の多様性を認め、これまでの財貨の量や効用のみではなく、それによって達成可能となる機能に着目する「潜在能力」概念を提唱し、今日の貧困研究に大きな影響を与えていている。センのこの潜在能力アプローチを発展させたものが国の豊かさを示す国連の人間開発指標である。

そうこう しもん しきん **総合支援資金**

低所得対策としての生活福祉資金貸付制度の一種。失業や減収等による生活困窮者に対して、生活の建て直しのために継続的な相談支援（就労支援、家計指導等）とあわせて、生活費および生活建て直しのための一時的な資金の貸付を行う。

そうさい ふじょ **葬祭扶助**

生活保護法による8種類の扶助の1つ。被保護者が

死亡した場合において、その者の葬祭を行う扶養義務者がないときなどに、検査、死体の運搬、火葬または埋葬、納骨などのために必要な範囲内で給付される。金銭給付を原則としている。

相対的水準論

最低生活水準の考え方の1つ。最低生活水準は、一般的制約はあるにしても、全体としての国民生活水準、社会的意識等によって相対的に決まる水準とされる考え方。今日ではこの相対的水準論の立場が広く一般的に容認されている。

第1類

生活扶助基準は、第1類、第2類の基準生活費と各種加算を中心に構成されている。第1類は、食費、被服費などの個人単位で消費する生活費について定められた基準をいう。また第1類は、年齢別・所在地域別に設定されている。

第2類

生活扶助基準は、第1類、第2類の基準生活費と各種加算を中心に構成されている。第2類は、電気代、ガス代、水道代など光熱水費や家具什器などの世帯共通的な経費をいう。また第2類には、これに地区別の冬季加算も加わる。

タウンゼント

[Townsend, Peter 1928-2009]

現代の貧困や不平等の理論に関するイギリスの代表的研究者。ラウントリー (Rowntree, B. S.) に代表される固定的な絶対的貧困概念に代わる相対的剥奪概念を提示し、その後の貧困研究に多大な影響を与えた。

高訴訟

心身障害者扶養共済制度条例に基づく年金を収入として認定し保護費を減額した処分に対して重度障害者の高眞司氏が提訴した訴訟。他人介護費の低さが争点となつたが、2003（平成15）年最高裁において勝訴した。

貧困養成論

貧困者への公的救済に見られる考え方の1つ。貧困

に陥るのは貧民自らの行いの結果であるから、公費によって貧民を救助すればますます怠惰な貧民を増やしてしまうとする考え方。新救貧法に理論的主柱を与えたマルサス (Malthus, T. M.) の見解と共通する。

単給／併給

生活保護法には8種類の扶助があるが、1種類だけの扶助が行われる場合を単給という。これに対し、2種類以上の扶助が行われる場合を併給という。たとえば生活扶助と医療扶助を同時に受給する場合などである。

低所得対策

所得が低い状態にある世帯や人びとを対象に貧困を防止し、生活の維持・向上のために提供される制度とそれに基づく援助的関わりの総称。生活福祉資金貸付制度や公営住宅制度などがある。

冬季加算

最低生活を保障する観点から、生活扶助基準第2類（世帯共通経費）には夏季と冬季における日常生活需要の差を考慮して11月から3月までの5ヶ月間設定されているものである。都道府県を単位として全国をI区からVI区まで6区分し、世帯人員別に加算額が設定されている。

特別児童扶養手当

この手当は、精神または身体に障害を有する児童について手当を支給することにより、これらの児童の福祉の増進を図ることを目的として、20歳未満で精神または身体に中程度以上の障害を有する児童を家庭で監護、養育している父母またはその他の者を対象とする。

中嶋訴訟

保護費および収入を原資とする学資保険の満期返戻金を収入認定し、保護費を減額した処分に対して1991（平成3）年に中嶋豊治氏によって提訴された訴訟。2004（平成16）年最高裁において勝訴し、2005（平成17）年度から生業扶助の中に「高校就学費」制度が新設された。

ナショナル・ミニマム

[national minimum]

国家によって国民全員に保障されるべき最低限の公共サービスの水準のこと。イギリスのウェップ夫妻 (Webb, S. J. & Webb, B.) が『産業民主制論』(1897) の中で提唱した。1942年のイギリスのベヴァリッジ報告では「最低生活保障の原則」が示された。

日常生活自立支援

「生活保護制度の在り方に関する専門委員会報告書」(2004〔平成16〕年)において生活保護の自立支援を、社会福祉法の基本理念を踏まえて①日常生活自立支援、②社会生活自立支援、③就労自立支援の3つに整理したものの1つ。身体や精神の健康を回復・維持し、自分で自分の健康・生活管理ができるように支援することをいう。

入院患者日用品費

生活保護法における生活扶助の一種で、病院または診療所に入院している被保護者の一般生活費をいう。朝日訴訟で争われた「生活保護基準」はこの日用品費の支給額が問題とされたものであった。

林訴訟

失業し野宿を余儀なくされたホームレスの林勝義氏によって1994(平成6)年に提訴された訴訟。生活保護法4条1項に規定する「利用しうる能力を活用する」との補足性の原理をめぐり争われた。

必要即応の原則

生活保護法による実施上の4原則の1つ。保護は、要保護者の年齢別、性別、健康状態別などその個人または世帯の実際の必要の相違を考慮して、有効かつ適切に行うものとされる。法を機械的に運用することなく個別的な必要性を重視している。

標準世帯

統計調査の1つのモデルで理論的に標準化された世帯。生活保護制度においては生活扶助基準額の算定と最低生活保障水準を決める際にこの標準世帯を設定して行う。2021(令和3)年度現在では3人標準

世帯(33歳男、29歳女、4歳子)をモデルとして採用している。

貧困

一般的には生活を支える基礎的ニーズの不足あるいは欠乏であるといわれるが、時代や社会によってそのあらわれ方は異なる。これまでの貧困論の流れを踏まえれば、絶対的貧困から相対的貧困へ変化し、近年では社会的排除という用語が使用されている。

貧困線

貧困か否かを区別する客観的な基準を表した概念。古くはブース(Booth, C.)やラウントリー(Rowntree, B. S.)の調査によって用いられた。わが国の場合、生活保護基準が政策的次元における公的貧困線といえる。

貧困戦争

(war on poverty)

アメリカの第36代大統領ジョンソン(Johnson, L. B.)による貧困克服のための政策をいう。1960年代以降、「豊富の中の貧困」問題についての関心が高まる中で採られた一連の政策の展開を貧困戦争と呼んでいる。

貧困調査

貧困者の生活実態を実証的に明らかにした調査。その代表的なものが19世紀末のイギリスにおいて行われたブース(Booth, C.)のロンドン調査とラウントリー(Rowntree, B. S.)のヨーク調査である。貧困は社会的原因によって引き起こされる問題であることを明らかにした。

貧困の再発見

(rediscovery of poverty)

「豊かな」社会を迎えた1960年代に英米両国では時期を同じくして貧困者の増大傾向を指摘する警告がなされ、それが契機となって、その後の貧困対策や貧困概念に大きな影響を与えた。これを貧困の再発見と呼んでいる。その警告書とは、エーベルースミス(Abel-Smith, B.)とタウンゼント(Townsend, P.)の『貧困層と極貧層』(1965)とハリントン(Harrington, M.)の『もう一つのアメ

リカー合衆国の貧困』(1962)である。

ひんこん はっけん 貧困の発見

19世紀末に行われたブース(Booth, C.)とラウントリー(Rowntree, B. S.)の貧困調査はその実態を明らかにし、貧困が個人の責任によるものでなく社会経済的な理由によって生み出されることを客観的に証明した。これらは貧困の社会性を指摘し、旧来の貧困観を大きく転換する契機になった。これを貧困の発見と呼んでいる。

ひんこんぶんか 貧困文化

(culture of poverty)

文化人類学者のルイス(Lewis, O.)が1960年代に提唱した概念。貧困者には、生活態度、価値観、規範など共通した特有の生活様式が見られるとした。しかしこの見解には批判や反論も多い。

ひんみんかんとくかん 貧民監督官

イギリスのエリザベス救貧法下の救貧行政官吏。治安判事の指揮監督下に置かれ、教区ごとに有力な世帯から選任された。救貧税の徴収と救貧事務を行う無給の官吏で、その任期は1年とされた。

ふくしき しきそん 福祉資金

生活福祉資金貸付制度の資金の種類の1つで、福祉費と緊急小口資金からなる。前者の福祉費には、生業を営むために必要な経費をはじめ、福祉用具等の購入や障害者用の自動車の購入に必要な経費も対象となっている。

ふくしきじむしょ 福祉事務所

住民に直結した福祉サービスの行政機関である。業務は福祉六法に定める援護、育成、更生の措置に関する事務を行う。都道府県福祉事務所は生活保護法、児童福祉法、母子及び父子並びに寡婦福祉法の三法に関する事務をつかさどり、市町村福祉事務所は三法に加えて老人福祉法、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法のすべての事務を行う。

ブース, C.

[Booth, Charles James 1840-1916]

イギリスの研究者、実業家。17年にわたって実施

したロンドン調査はその報告書『ロンドンの民衆の生活と労働』(全17巻)にまとめられ、人口の3割が貧困線以下にあり、その原因が低賃金等の雇用上の問題に起因することを明らかにした。

ふくもじた 不服申立て

行政行為に対する行政上の救済制度。行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為について、これを違法または不当であると主張する者が、その是正を求めるることをいう。通常の訴訟と異なり、行政庁が審査を行う。異議申立て・審査請求・再審査請求の3種類がある。

ほうがいんご 法外援助

生活保護法に基づく公的扶助以外に要・被保護世帯を対象として福祉事務所や社会福祉協議会が独自に行っている援助施策。具体的にはパン券、入浴券、見舞金などの支給や臨時施設による対応などがある。

ほうもんとうさ 訪問調査

生活保護法における訪問調査は「世帯訪問調査」と「関係先調査」の2つに大別されるが、その目的は要保護者の生活状況等を把握し、処遇に反映させることや、これに基づく自立を助長するための指導を行うことがある。

ほこしきしおつ 保護施設

生活保護法で規定している5種類の施設を指す。すなわち救護施設、更生施設、医療保護施設、授産施設、宿所提供的施設である。居宅において生活を営むことが困難な者を入所させ、これらを利用させるものであり、その目的により上記施設が対応する。

ほこしきじっしきかん 保護の実施機関

法規定上の保護の実施機関とは要保護者に対し法の定める保護を決定実施する責任と権限をもつ都道府県知事、市長、福祉事務所を設置する町村長をいう。実際には委任規定により福祉事務所長に委任されている。

ほこしきていしへいし 保護の停止・廃止

保護の停止は臨時収入などにより保護を要しない状

態が一時的である場合に行われるのに対して、保護の廃止は保護の打ち切りを意味し、保護を必要としない状態が確実かつ安定的である場合に行われる。なお、「令和2年度被保護者調査」(厚生労働省)によると、保護の廃止理由で最も多かったのは死亡であり、廃止理由全体の45.5%を占めている。

保護の費用の返還

急迫の場合等において資力があるにもかかわらず保護を受けたときは、受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない。

保護率

人口1,000人に対する生活保護受給者の割合。わが国ではこの比率を%（パーセント）で表記している。保護率は景気の動向や他制度の充実等により変動するが地域差も大きく、法の運用による行政的要因も見逃せない。

補足性の原理

生活保護法の最も根幹となる4原理の1つ。保護は生活に困窮する者が、その利用しうる資産、能力その他あらゆるものを活用し、かつ扶養義務者による扶養や他法による扶助によってもなお最低限度の生活が維持できないときに行われる。

捕捉率

[take up rate]

生活保護基準以下で生活する者のうち、実際に保護が適用されている者の割合をいう。要件を満たしているにもかかわらず保護されていない漏給者を把握する上で極めて重要な数値である。わが国では捕捉率の低さが問題点として指摘されている。

ホームレス自立支援法

2002（平成14）年に10年間の时限立法として成立した法律で正式名称は「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」。国、自治体等の果たすべき責務を明らかにするとともに、ホームレスの人権に配慮し必要な施策を講ずることにより問題の解決に資することを目的としている。なお、2012（平成24）年に、法の期限が2017（平成29）年8月6日

まで5年間の延長が決定し、引き続き2017（平成29）年にさらに10年間延長されている。

ホームレスの自立の支援等に関する基本方針

ホームレス自立支援法に基づき、2003（平成15）年に具体的なホームレス対策の推進方策を提示したもの。2008（平成20）年には前回の基本方針を前提としつつ2007（平成19）年に実施したホームレス全国調査をもとに、よりきめ細かな対策が必要であるとして、たとえば女性のホームレスに対して性差に配慮したきめ細かな自立支援を行うとともに、必要に応じて婦人相談所や婦人保護施設等と連携することなどが示された。その後、2017（平成29）年のホームレス自立支援法の法期限の延長を受けて2018（平成30）年に新たな基本方針が策定された。

マーケット・バスケット方式

生活扶助基準の算定方法の1つ。最低生活を営むために必要な飲食物や衣類、入浴料等の個々の品目を積み上げて最低生活費を算出する方法。旧生活保護法施行時の1948（昭和23）年に導入された。また、ラウントリー（Rowntree, B. S.）が貧困調査で用いた方式もある。

無差別平等の原理

生活保護法の最も根幹となる4原理の1つ。すべて国民はこの法律の定める要件を満たす限り保護請求権が差別なく保障されている。したがって、貧困原因、人種、社会的身分などを問わないとされる。

無料低額宿泊所

社会福祉法に基づく第2種社会福祉事業の1つ。「無料又は低額な料金」でホームレス等の生活困窮者に宿泊場所等を提供する。入所者のほとんどが生活保護受給者となっており、その保護費を不当に徴収する「貧困ビジネス」対策として2018（平成30）年6月の法改正により、事前届け出制の導入や施設最低基準の整備等、規制強化が図られた。

養老院／養老施設

老人の保護施設。養老院は救護法による救護施設の1つであり、わが国で初めて法的に位置づけられた。養老施設は戦後の生活保護法に依拠した保護施

設の1つだが、1963（昭和38）年に老人福祉法に移行した。

ラウントリー

〔Rowntree, Benjamin Seebohm 1871-1954〕

イギリスの研究者、実業家。業績の中でも1899年実施のヨーク調査は『貧困—都市生活の一研究』（1901）としてまとめられ、貧困の科学的研究として極めて著名である。ブース（Booth, C.）の調査研究の成果とともに「貧困の発見」と呼ばれている。

漏給

保護の必要がない者に対して保護を行うことをいう。保護申請にあたり虚偽の申告をし、不正な手段により保護を受けたり、実施機関が十分に調査を行わなかったりした場合に生じることが多い。

労等待遇の原則

救済を受ける貧民は、最低層の自立労働者以下の水準で待遇すべきであるとの原則。1834年、イギリスの「新救貧法」において制定された。

漏給

保護の受給要件を満たしているにもかかわらず保護が適用されていないことをいう。制度に対する無

知・誤解、受給にまつわる屈辱感等により権利行使しない要保護者サイドのあり方に加え、実施機関の漏給に対する消極的な姿勢も問題とされる。

ワーキングプア

〔working poor〕

働く貧困層。労働によって得られる賃金が生活保護基準以下の労働者をいう。わが国ではこの問題が近年の非正規雇用者の急激な増大によりクローズアップされてきている。

ワークハウス

〔workhouse〕

貧民の収容施設で一般には労役場と訳される。無能力者の保護施設で貧民を働かせるようになったことから労役場が発生したとされる。18世紀は救援抑制の場として、また19世紀の新救貧法では劣等待遇を行う場として位置づけられた。

ワークハウステスト法

1722年、イギリスで成立。教区に労役場を作り、救済を求める者を労役場において収容管理し、労働能力のある者に作業をさせた。労役場への収容を拒否する者には、救済を受ける権利をなくすことを規定した。

資料編

1. 恤救規則
2. 救護法
3. 生活困窮者緊急生活援護要綱
4. 生活保護法（旧法）
5. 生活保護法
6. 生活困窮者自立支援法
7. 子どもの貧困対策の推進に関する法律

1. 恤救規則

〈明治 7 年 12 月 8 日太政官達第 162 号〉

済貧恤救ハ人民相互ノ情誼ニ因テ其方法ヲ設クヘキ
旨ニ候得共目下難差置無告ノ窮民ハ自今各地ノ遠近ニ
ヨリ 50 日以内ノ分左ノ規則ニ照シ取計置委曲内務省
へ可伺出此旨相達候事

- 1 極貧ノ者独身ニテ廢疾ニ罹り産業ヲ営ム能ハサ
ル者ニハ 1 ケ年米 1 石 8 斗ノ積ヲ以テ給与スヘシ
但独身ニ非スト雖モ余ノ家人 70 年以上 15 年以
下ニテ其身廢疾ニ罹り窮迫ノ者ハ本文ニ準シ給
与スヘシ
- 1 同独身ニテ 70 年以上ノ者重病或ハ老衰シテ産業
ヲ営ム能ハサル者ニハ 1 ケ年米 1 石 8 斗ノ積ヲ
以テ給与スヘシ
但独身ニ非スト雖モ余ノ家人 70 年以上 15 年以

下ニテ其身重病或ハ老衰シテ窮迫ノ者ハ本文ニ準
シ給与スヘシ

- 1 同独身ニシテ疾病ニ罹り産業ヲ営ム能ハサル者
ニハ 1 日米男ハ 3 合女ハ 2 合ノ割ヲ以テ給与ス
ヘシ
但独身ニ非スト雖モ余ノ家人 70 年以上 15 年以
下ニテ其身病ニ罹り窮迫ノ者ハ本文ニ準シ給与
スヘシ
- 1 同独身ニテ 13 年以下ノ者ニハ 1 ケ年米 7 斗ノ積
ヲ以テ給与スヘシ
但独身ニ非スト雖モ余ノ家人 70 年以上 15 年以
下ニテ其身窮迫ノ者ハ本文ニ準シ給与スヘシ
- 1 救助米ハ該地前月ノ下米相場ヲ以テ石代下ケ渡
スヘキ事

2. 救護法

〈昭和 4 年 4 月 2 日法律第 39 号〉

廃止 昭和 21 年 9 月 9 日法律第 17 号

第 1 章 被救護者

- 第 1 条 左ニ掲タル者貧困ノ為生活スルコト能ハザ
ルトキハ本法ニ依リ之ヲ救護ス
- 1 65 歳以上ノ老衰者
 - 2 13 歳以下ノ幼者
 - 3 妊産婦
 - 4 不具廢疾、疾病、傷病其ノ他精神又ハ身体ノ障
碍ニ因リ労務ヲ行フニ故障アル者
- ②前項第 3 号ノ妊娠婦ヲ救護スペキ期間並ニ同項第 4
号ニ掲タル事由ノ範囲及程度ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム
- 第 2 条 前条ノ規定ニ依リ救護ヲ受クベキ者ノ扶養
義務者扶養ヲ為スコトヲ得ルトキハ之ヲ救護セズ但

シ急迫ノ事情アル場合ニ於テハ此ノ限ニ在ラズ

第 2 章 救護機関

- 第 3 条 救護ハ救護ヲ受クベキ者ノ居住地ノ市町村
長、其ノ居住地ナキトキ又ハ居住地分明ナラザルト
キハ其ノ現在地ノ市町村長之ヲ行フ
- 第 4 条 市町村ニ救護事務ノ為委員ヲ設置スルコト
ヲ得
②委員ハ名譽職トシ救護事務ニ關シ市町村長ヲ補助ス
- 第 5 条 委員ノ選任、解任、職務執行其ノ他委員ニ
關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム
- 第 3 章 救護施設
- 第 6 条 本法ニ於テ救護施設ト称スルハ養老院、孤
児院、病院其ノ他ノ本法ニ依ル救護ヲ目的トスル施